

事業所内保育所聖愛ベビー★るーむ運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人聖愛育成会が設置する事業所内保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 事業所内保育所聖愛ベビー★るーむ
- (2) 所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字八日市 1-2

(事業の目的)

第2条 事業所内保育所聖愛ベビー★るーむ（以下「当園」という。）は、特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用園児」という。）に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 当園は、利用園児の意思及び人格を尊重して、常に利用園児の立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。
 - 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 当園は、利用園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定地域型保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用園児の心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

2 一時預かり事業

保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保育が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

3 延長保育事業

平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び

職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1人（常勤専従）

施設長は、特定地域型保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 2人以上（常勤専従）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 保育従事者 2人以上（常勤専従、非常勤専従）

保育従事者は、保育士の職務を助ける。

(4) 調理員 *外部委託

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士 1人以上（常勤兼務）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(6) 事務職員 *適宜（常勤兼務）

事務職員は、当園の事務及び雑務を行う。

（特定地域型保育を行う日）

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 年始休日（1月1日及び1月2日）

(2) 年末休日（12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定地域型保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定地域型保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定地域型保育の提供を行わないことがある。

（特定地域型保育の提供を行う時間）

第7条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

2 一時預かり

一時預かりに係る保育時間は、午前8時30分から午後5時30分の範囲内で、利用園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

3 延長保育

- (1) 保育標準時間の認定を受けた利用園児へは、午後 7 時 00 分までの間、延長保育を提供する
- (2) 保育短時間の認定を受けた利用園児へは、午前 7 時 00 分から午前 8 時 00 分まで、又は、午後 4 時 00 分から午後 7 時 00 分までの間、延長保育を提供する。
- (3) 一時預かりの利用園児へは、午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで、又は、午後 5 時 30 分から午後 7 時 00 分までの間、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第 8 条 当園は、奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年奥州市条例第 24 号。以下「奥州市条例」という。）の規定により、利用園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、前項の規定に関わらず、当園の従業員枠を利用する小学校就学前子ども（以下「従業員枠利用園児」という。）の利用者負担額については 10,000 円を上限とし、当該利用者負担額を従業員枠利用園児の保護者から徴収する。
- 3 一時預かりの料金は、次のとおりとする。
 - (1) 職員の子ども 1 日 1,000 円（給食・おやつ含む）
 - (2) 職員以外の子ども 1 日 3,000 円（給食・おやつ含む）
- 4 延長保育の料金は 1 回 500 円とし、月 3,500 円を上限とする。

(利用定員)

第 9 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
地域枠	3 人	0 人	2 人	5 人
従業員枠	5 人	6 人	3 人	14 人
合計	8 人	6 人	5 人	19 人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 10 条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用園児の保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用園児が次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園の職員においては、特定地域型保育の提供を行っている利用園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、利用園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 14 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 15 条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第 16 条 当園は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画
(2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
(3) 奥州市条例第 50 条で準用される第 19 条の規定する市への通知に係

る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設の管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条、第 6 条)
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。(第 9 条)
この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。(第 9 条)
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。(第 1 条、第 9 条)
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 9 条)

(聖愛ベビー★るーむ管理運営規程の廃止)

- 2 社会福祉法人聖愛育成会事業所内保育所聖愛ベビー★るーむ管理運営規程は、平成 27 年 12 月 31 日をもって廃止する。